
世紀末の日本と教育改革

— 緊急提言 —

平成12年9月

社団法人 京都経済同友会
「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会

世紀末の日本と教育改革

— 緊急提言 —

〔本 文〕

平成12年9月

社団法人 京都経済同友会
「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会

世紀末の日本と教育改革

—緊急提言—

目 次

I. 戦後教育の構造的課題

はじめに	4
占領政策と日本の枠組み	4
基本法の成立と継続	5
米国教育使節団と戦後教育の形成	6
米国教育使節団報告書の功罪	7
高度成長と社会変動	9
豊かな社会の暗い陰	10

II. 教育改革への提言

1. 教育基本法(初期占領政策理念)の見直しと抜本的改正	12
2. 学校制度の見直し	14
【初等教育】	
提言①義務教育の短縮化(小学校6年のみ)	17
②日本の歴史・伝統文化、倫理道徳の重視	17
③教科内容の精選と社会奉仕活動の導入	17
【中等教育】	
提言①中高一貫教育の実現	18
②個性的な学校づくりの奨励と活性化	18
③社会奉仕活動の義務づけ	18
④「志」をもった日本人の育成	18
3. 規範意識の確立と校内秩序の徹底	19
提言①規範意識涵養のための校長の権限強化と義務	20
②問題児童、生徒を指導・収容する施設の整備	20
③少年法の改正と運用の改善	20
④校則の適正化と処罰の厳正化	21

4. 責任ある学校運営	21
提言①「校長資格認定センター」の新設	22
②教職者以外からの校長登用への道を開く	22
③校長の権限強化と3年任期制の導入	22
④教職員の年功序列型待遇・給与体系の見直し	23
⑤「マイスター・ティーチャー制度」の創設	23
5. 教職員の質向上と多様化	23
提言①「エコールノルマル」と「大学共同教育学センター」の設立	24
②「新高等師範」の設立	25
③「新師範学校」「新高等師範」への厳正な国家試験の適用	25
④中途採用の促進	25
⑤教員免許に関する更新制度の導入	25
6. 地域社会と家庭における教育力の向上	26
提言①「地域学校協議会」の設置	28
②「地域社会文化活動センター」としての学校の活用	28
③家庭教育向上のための企業の支援強化	28
④PTA活動の活性化	29
⑤育児に専念する女性への環境整備	29
7. 教育的見地からのマスコミと企業活動に関する責任の明確化	29
提言①青少年に対するポルノ、暴力、残酷ものの 販売、流布禁止措置の強化	31
②マスメディアならびに企業における 「倫理規定」の制定と公表の義務づけ	31
③犯罪模倣行為防止のための政府と マスコミによる共同研究の促進	31
④番組、広告に関する企業の情報公開の義務づけ	31
⑤政府における「マスメディア白書」の刊行	31

I. 戦後教育の構造的課題

はじめに

我が国は今、政治、経済、社会のあらゆる面で、戦後かつてない混迷の状況にあり、大きな転換期を迎えている。戦後の日本人は、短期間のうちに豊かな社会をつくるという点で見事な成果を収めたが、過去の成功体験に囚われて、問題の根元を直視することを怠り、必要とされる大胆な見直しを避けてきた。その積年のつけを、今まとめて払わざるを得ない状況にあるのではないだろうか。

教育も例外ではない。というよりも、教育において、このような混乱と自信喪失がもっとも明らかにあらわれているとって過言ではないであろう。かつて世界でもっとも優れているという評価のあった我が国の初等中等教育は、小学校における「学級崩壊」の広がり、中学高校における著しい規律の弛緩や校内暴力・不登校・凶悪犯罪の増加などの「世紀末」現象を呈しつつある。最高学府と称された大学においても、講義中の教授が学生の「私語」に悩まされ、学級崩壊ならぬ「学力崩壊」に頭を抱えているところが少なくないという状況にある。

今日の日本の教育が抱えている問題には、教育界特有の課題がないわけではないが、戦後日本のあり方そのものと切り離して教育問題を論ずることは、問題把握の矮小化を意味する。それは、新たな世紀に向けて国家の新生・再生を果たすべき日本人の、根本的課題に答えるものにはならないであろう。そこでまず、教育改革を論ずる大前提として、教育問題と密接な関連のある、戦後日本の構造問題を明らかにする必要がある。

これには大別して二つの課題がある。第一は、戦後日本の基本的枠組みをつくった初期占領政策の狙いと、それを支えていた思想・理念の解明。第二は、戦後日本の誇るべき成果であった急速な経済発展、豊かな社会の実現という光明の裏に潜んでいた、陰の病理部分の摘出。

占領政策と日本の枠組み

戦後日本の基本的枠組みは、アメリカ（の主導する連合国）の対日占領政策によってつくられた。占領政策は、冷戦の勃発を境にして大きくその内容を変える。冷戦勃発前の「初期占領政策」は、日本を再びアメリカ（およびその同盟国）の脅威にならない国にするという究極目的をもち、「非軍事化（非軍国主義化）」「民主化」を二本柱として、「上からの革命」による日本の急激な構造変革をめざした。東京裁判による日本の過去の全面否定、初期占領政策の

法的集大成というべき新憲法の作成は、その代表的なものである。

それに対して冷戦勃発後の「後期占領政策」では、主敵はソ連（の主導する社会主義国）となり、国際共産主義の膨張に対してアメリカ主導の自由圏を維持するために、日本の安定化を図り、再軍備を進めた。「民主化」はアメリカの国是であるからこれを変えるわけにはいかないが、同じ看板を掲げつつその中身は大きく変質した。初期の「左に開かれた民主化」は、後期には「左に閉じた（親保守の）民主化」になった。この変化は、国際政治における、米ソ協調から米ソ対立への転換に対応している。

その後の日本の政治・経済の主流は、基本的には後期占領政策の軌道上で展開した。保守政党の万年与党化、自由経済の発展はそのあらわれである。しかしながら、初期占領政策の眼目である現憲法が、問題点をいろいろ指摘されながら今日まで一言一句も修正されていないことに象徴されるように、初期占領政策の遺産ないし後遺症は、それから半世紀以上経た現在においても、政界、マスコミ・言論界、法曹界などに強力な影響力をとどめており、大胆な改革を阻む大きな拘束要因として作用してきた。

基本法の成立と継続

教育界においても事態は同様である。昭和22年3月に施行された教育基本法は、前文に明示されているように、「日本国憲法の確定」を受け、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため」制定されたものである。憲法の原案は占領軍民政局でつくられた。教育基本法の原案は、日本側によって準備された。だから教育基本法は日本の自主的・自発的なものであるという説が「進歩的」文化人によって流布されてきたが、これは占領の基本構造を理解しない者の言うことである。占領下において日本に主権はなかった。占領軍のつくり上げた檻からはみ出て行動する自由は、日本にはなかった。事実、日本側で原案を作成した教育基本法は、占領者の意向を十分斟酌してつくられたにもかかわらず、重要なところで修正を余儀なくされている。前文原案にあった「伝統を尊重し」という文言が、封建的な世の中に戻ることを意味するという理由で削除されたのは、その一例である。

教育基本法もまた憲法と同様、今日に至るまで全く改正されていない。中曽根首相直属の臨教審（臨時教育審議会）は、昭和60年から三次にわたり大胆な改革提案を行ったが、教育基本法そのものを取り上げ改革の俎上に載せることはついになかった。革新勢力は、かつてマルクス・レーニン主義の「進歩的」思想に基づいて、アメリカ的思想の濃厚な教育基本法を批判していたが、自民党・政府部内でその問題点を指摘し改革の必要を主張する見解が浮上するや、従来の方針を捨て、教育基本法の国際性と普遍性を高く評価して、その擁護に

まわるようになったという事実がある。そのような見解を教育界で代弁している教員組合と余計な摩擦を起こしたくないという政治的配慮が、基本法の根本からの見直しという決断を、永年にわたって回避させてきたのである。

いわゆる革新は、「護憲」スローガンに典型的に示されているように、「左に開かれた（親左翼の）」民主化の遺産である初期占領政策の成果を固守しようとする。「55年体制」は万年与党・万年野党の固定化を生んだが、その過程で与野党のなれ合いが習い性となり、野党が強く抵抗するような改革を、与党は慎重に避けるようになった。保守政党の現実主義はいつのまにか「現実追随主義」に変質した。「55年体制」ではなく、戦後日本の基本をつくった「45年体制」にまで遡って改革しなければならないと知りながら、「膏薬貼り」修正から大胆に踏み出そうとはしなかったのである。

米国教育使節団と戦後教育の形成

さて、戦後教育を構造的に理解するためには、戦後教育の形成過程で決定的な役割を果たした「米国教育使節団報告書」に触れておかなければならない。マッカーサーの依頼に応じてアメリカ政府が集めた27人の教育関係者からなる使節団は、昭和21年3月に来日し、物見遊山を含めて約2週間の日本滞在の後早々と報告書をまとめ上げた。これを受けたマッカーサーは直ちに特別声明を発して「民主主義的伝統における高き理想の文書である」と賛辞を呈したので、この報告書は日本の教育関係者にとって「戦後教育のバイブル」扱いをされるようになった。これが教育基本法体制（戦後教育システム）にも大きな影響を与えているという事実は、一般にはあまり知られていないので、重要な点のみをいくつか指摘しておきたい。

まずこの報告書は、過去の日本の教育を「中央集権化された19世紀的な古い型のもの」と断じ、その「軍国主義的、封建的」性格を批判した。道徳は「従順な市民」の養成をめざし、「記録された歴史と神話とが意識的に混同される」歴史教育が行われ、地理は「宗教的といえるほど自己中心的」であり、体育は「無益な軍事教練」に時間と精力を費やしてきた、と批判する。国語教育に関する批判はとくに強烈である。漢字の暗記に過重な負担が強いられるので「書かれたかたちの日本語は学習上の恐るべき障害」であり、小学校を出ても「民主的な市民となるに必要な必要最低限の言語能力」も修得できない。日本語は「国家の孤立性と排他性を支える言語的支柱」であったとまで断定している。

それではこの欠陥だらけの日本の教育に代わる、新たな教育理念・哲学は何であるか。それは「自由・民主主義」である。「自由は自ら自由を行使することのみによって与えられる」とか、「個人差、独創性、自発性に気を配ること、それが民主主義の精神である」といった説教が、報告書のあちこちで展開され

る。「日本人はこれらの言葉を聞いたことはある」が、「言葉の根本的な意味は感得していない」ための親心である。「民主主義においては、個々の人間存在が卓越した価値をもつのである。個人の利害を国家の利害に隷属させてはならない」、これが教育の基本的原理だと述べている。

このような理念に基づいて「民主教育」の具体策が提示される。「3年制下級中学」の義務化と、希望者は全員が入学できる「3年制の上級中学」が勧告された。これが「6・3・3制」の制度化となる。師範学校に代わる4年制教員養成コースの設置、大学教育における一般教育の重視、その他、学校のカリキュラム内容から教育行政、成人教育に至るまで、提案は多岐にわたっている（詳しくは、邦訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫、参照）。

短期間の日本視察でこのように盛りだくさんな内容の報告ができあがったのは、「進歩的文化人」の礼賛するように団員の洞察力が卓越していたからではなく、日本の教育についての満足な理解を欠き、自分たちの教育理念と政策がもっとも優れているという信念に基づいて、既成のアメリカモデルを適用したからである。文部省は使節団員に協力するために専門家からなる「教育家委員会」を設けていたが、使節団員には日本人の自主的改革案を受け入れる雅量はなかった。既成のアメリカ的発想と経験を、初期占領政策の基本に沿って教育面で具体化したのが、この報告書だと言える。

その結果、報告書の提案の中には、実施に移しはしたが短期間で日本の実状にあわないことが明らかになり、大きく修正あるいは廃止されるものがあつた。

米国教育使節団報告書の功罪

「民主主義的精神と国際理解の成長に大いに役立つ」として勧告された日本語のローマ字化は、短期間の実験の後失敗した。民主化は地方分権だと主張し、いやがる文部省に圧力をかけて制度化した「教育委員の公選制」は、急速に左傾した教員組合出身者の牛耳るところとなり、占領終了後に任命制に変えられた。

このような明らかな失敗例もあつたが、全体として見るとき、この報告書が戦後教育の枠組みづくりに果たした役割は決定的である。日本の伝統的な道徳律の無視と「民主主義的道徳」の礼賛、「社会科」の新設（「民主と平和」を進める「社会改造科」として重視された）、日本史の書き換えによる歴史観の断絶、男女共学の導入、高等教育の民主化（大衆化）などは、すべて使節団報告書の遺産である。教育基本法そのものも、報告書内容を踏まえて教育改革を審議策定するために設けられた「教育刷新委員会」の委員が中心になり、報告書の趣旨を踏まえて起草したものである。

教員組合の結成にお墨付きを与えたのもこの報告書である。「校長の支配を

受けることなく自由に討議する教員会議」や「教員組合結成の自由」を奨励したからである。

戦後長らく最大の教員組合として現場の教育を左右した日教組の結成は昭和22年6月であったが、その5年後の教育研究大会で、教師は「労働者である、生活権を守る、団結する、平和を守る、科学的真理に立って行動する、正しい政治を求める」など10項目にわたる「教師の倫理綱領」が採択された。これは使節団報告書の内容を取捨選択して最大限に活用したものである。日教組は「民主と平和」をスローガンとしたが、これは既述した初期占領政策の二本柱である「民主化と非軍国主義化」の忠実な表現である。憲法、使節団報告書、教育基本法を貫く初期占領政策の思想を大義名分として掲げることによって、日教組は戦後教育界においてある種の正統性を身につけることができた。

マルクス主義を奉じ、社会党・共産党の党員指導者を頂いたこの教員組合は、その後組合加入率の激減、社会主義イデオロギーの没落、冷戦（国内的には保革対立）の終焉、労働戦線の統一問題を巡る主流派・反主流派の対立、そして社会党系の日教組と共産党系の全教への分裂を経験し、90年代に入ると、全教と分かれた日教組は、かつての「反対・阻止・粉碎」路線から「参加・提言・改革」路線へと変わりつつある。しかし、戦後長らく教育に「進歩的」イデオロギーをもち込み、学校を政治闘争の場に活用したために生じた後遺症は、未だに克服されていない。組合員の多数決により学校行政を左右し、国家やその象徴（天皇・国旗・国歌）を軽んじ、教科書採択を操り、一面的な歴史観を植えつけるといった一連の「民主・平和教育」は、使節団報告書の負の遺産であるともいえよう。

以上に述べた憲法、使節団報告書、教育基本法が代表する戦後教育システムの功罪を要約すれば、功は、昭和10年代に入り戦時体制の進行とともに強化された軍国主義的教育の行き過ぎを鋭く批判したことであろう。しかしその断罪は、占領者の自己過信と日本文化や歴史に対する無知により、日本近代教育の全体に及ぼされ、結果として日本の誇るべき伝統的教育遺産までが全面的に否定されることになった。精神面での戦前と戦後の断絶が図られたのである。これによってアメリカの初期占領政策が狙いとした、日本人の精神的武装解体は見事に達成されたのである。

かつて明治の先覚者であり言葉の真の意味で国際人であった岡倉天心は、近代史を省みて「ヨーロッパの栄光はアジアの悲惨である」と述べた。占領政策の達成というアメリカの栄光は、いったい日本人の魂にいかなる悲惨をもたらしたのか。今一度冷静に考察することなしに、日本人の精神の回復、日本教育の新生はあり得ないであろう。

高度成長と社会変動

戦後教育の負の遺産を克服する上で今一つ大きな課題がある。戦禍で荒廃した日本は、経済復興を優先し、国際環境にも助けられて短期間で見事な成果を収めた。しかし高度成長は急速な社会変動を随伴した。経済成長は通常、環境破壊などのマイナスを除けば、人類の長い夢であった便利快適で豊かな社会の実現など、プラスの評価を与えられる。しかしながら、教育への影響に視点を据えれば、様々なマイナスを伴っていたという苦い事実を直視する必要がある。

第一に、高度成長は共同体の変質・崩壊を引き起こした。家族に始まり、地域共同体（隣組、村、町、および地域ごとにつくられていた同世代の交流組織である子供会、若衆組、青年団などを含む）、学校共同体、カイヤ共同体から大は国家共同体に至るまで、様々なかたちで共同体は大きな教育的役割を果たしてきたが、その役割が激しい社会変動の過程で衰退・弱体化したのである。

家族は人の子が出会う最初の教育の場であり、しかも「三つ子の魂百まで」と諺に言う通り、人間形成の基本を学ぶ道場である。その教育力が低下した。以前は親の力量不足を、同居している祖父母や親族や隣人たちでカバーすることができたが、家族制度の衰退や地域共同体の絆の低下は、その機能を著しく弱めた。アメリカ式教育で強調される「個人」主義は、例えば小学生の授業を教室内の国旗に対する敬礼から始めるように、実は共同体を重視する別の支えがあって初めて、健全な、バランスのとれたものになる。ところが国家を不当に軽視した戦後の日本では、「個人」をその社会的基盤から剥ぎ取って、「唯個人」として尊重する風潮が強かった。

個人は常に他の個人および全体（集団）との関わりにおいてのみ存在する。「人間」は文字通り「人の間」で育って初めて人間らしくなる社会的生物である。狼の間で育てば「狼少年・少女」になるだけだ。我が国では、カイヤも、「国鉄一家」などの言葉に見られたように共同体の名残を留め、重要な社会教育の場として機能した。ところが最近では、欧米企業に比べ従業員の教育に多くの時間と金を投じてきた人材養成のやり方は「日本的経営」とともに捨て去られ、ひたすら経済的効率を重視するグローバリゼーションのかけ声の中で、カイヤ共同体は利益追求体に変質しつつある。

現憲法には、個人の尊厳、自由平等の尊重は至る所で謳われているが、個人の人的成長に欠くことのできない共同体尊重の条文は、見事なまでに欠落している。「民主」に反する「封建的」遺物と見なされたためである。憲法は独立国家であれば当然の祖国防衛の責任までも「平和を愛する諸国民の公正と信義」に委ねるといふ、初期占領政策丸出しの前文をもっている。

共同体の支えを欠いた個人主義は「孤人主義」となる。最近の若者の中には、社会や他人と適切な関係が保てない「孤人」が増えている。個人至上の戦後的

「民主教育」は、「民主」の実現に不可欠の、豊かな社会性と責任感を備えた風格のある個人をつくるという課題の達成に、成功することはなかったのである。

豊かな社会の暗い陰

次に、豊かさの実現そのものが、青少年の教育に与えた負の遺産であることを指摘しておかなければならない。

平成6年に世界5カ国（アメリカ・中国・トルコ・韓国・日本）の中高校生約5,000人を対象に実施された「青少年の非行的態度に関する国際比較」によれば、日本の生徒が際立って自己中心的、物質主義的、刹那主義的であることが読みとれる。「人生にはお金が何よりも大切だ」で日本は39.5%が肯定しているが、これはアメリカ、トルコの倍以上、中国、韓国に比べても10ポイント以上高い数字である。「皆が幸福にならなければ個人の幸福はない」「人生は自分のことではなく人のことを考えることが大切だ」では、後ろから二番目（最低は高度成長に成功しつつあった韓国）である。

平成9年に日本青少年研究所が行った「ポケベル等通信媒体調査」によれば、日本の高校生の規範意識が際立って希薄であることがわかる。「本人の自由でよい」と答えた者の割合は、「親に反抗すること」84.7%、「先生に反抗すること」79.0%、「学校をずる休みすること」65.2%、「パソコンで性的画像を見ること」70.1%、「売春など性を売り物にすること」25.3%、などであるが、これはアメリカ、中国との比較においても、異常に突出して高い数字である。

人間の機能を心と身体に大別するとすれば、生きるためにはまず身体を養う必要があり、そのために経済活動は重要である。しかし経済は我々が良く生きるための手段であって、人生の目的そのものであろうはずはない。良く生きるために食うのであって、よく食うために生きるのではない。残念ながら戦禍の中から出発した戦後の日本は、手段と目的を取り違え、経済発展を目的化することにより、青少年の価値観・人生観を大きく変えてしまったのではないか。

最近しきりに「心の教育」の必要が叫ばれているのは、このような本末転倒が、勝手気ままな「自由」主義、「唯個人」主義と合体した挙げ句に、心（精神・価値観・魂・志）の荒廃に立ち至ったことを物語るものであろう。豊かさは諸々の人間的欲望を満足させる上では大きな福音であるが、子供の教育に関してはしばしば逆効果をもたらす。先進国と呼ばれる豊かな諸国がいずれも、程度の差はあれ、深刻な教育問題を抱えていることからわかる。我が国は、価値観、道徳観の歴史的断絶をそのままにして経済発展に精力を注入してきたために、問題の根が深いのではないか。

普及したテレビは直接茶の間に入り込んで、視聴率至上の低俗番組や賑やかなコマーシャルが、欲望を刺激し、子供の価値観に影響を及ぼす。経済発展で都市化が進み、核家族が増える。子育てやしつけに関する伝統的な知恵は伝わらなくなり、育児に自信がもてない親が増える。経済的余裕が生まれるので高学歴化が進み、女も男と同様に卒業後定職を求め、男女同権思想の浸透とともに共働きが増加し、鍵っ子が増える。仕事と消費生活享受の妨げとなる子供は少ない方が良くと考え、少子化が進む。金はあるので子供の欲しいものは簡単に買い与える。昼間十分に面倒を見られないことに対する罪滅ぼしは金で補う。

その結果、子供は物質面で辛抱する、我慢するということがなくなる。心身不二。やがて精神的にも自己中心的、衝動的で、キレやすくなる。依存心の強い、責任感の希薄な青少年が増える。子供の遊びも変化している。子供たちは以前のように大勢集まって戸外で遊ぶということがなくなり、テレビゲームなどの一人遊びが主流となる。そのため子供は、同世代や上下の仲間と共同作業したり、時には喧嘩（喧嘩も学びである）したりする機会が少なくなり、集団での協力、葛藤の中で初めて学びとっていくといった社会性に乏しいものとなる。「民主主義は対話の政治である」などというスローガンは覚えているが、実際には日常のコミュニケーション能力は低下し、日本語できちんと、論理的に、自分の考えを相手に伝えることが苦手となる ー。

世界第二の経済大国において現前しているこのような断片的な事実はまだまだ数え上げることができるが、これぐらいで打ち止めとしよう。これらの多くは、日本人が営々として学んできた近代西洋文明そのものの問題でもある。近代化は大きな魅力をもっている。光輝いている。しかし強烈な光には黒々とした陰が伴う。この陰の部分をもどのようにして克服するか。光のみを摂取するという都合の良いことが果たしてできるのか。経済発展をやめて貧しい社会に帰ろうという議論にはなるわけもないから、問題解決は容易ではない。

とくに戦後の日本のように、占領政策がもたらした価値観によって魂の中身まで洗浄され、光は西から来ると信じて自らの過去を否定した国民にとっては、魂の自主性・教育の主体性の回復は二重に困難な作業となる。しかし困難を自覚しつつ、祖国の新生のために脳髓を絞って前進するしかない。夜の闇は夜明け前にもっとも深い。極陰は極陽に転ずる。教育の維新は日本の魂の維新である。かつて鎌倉仏教の祖師たちは、末法思想をバネにして深い精神文化をもった日本の新生を果たした。その血脈を受けた我々が、世紀「末」の混沌を、「末広がり」にするための好機と試練が、今、到来したのである。経済発展の小成に甘んじることなく、祖国の「新生」即ち魂の「心生」のために、大胆な教育の見直しに踏み出そうではないか。以下は、そのためのささやかな提言である。

II. 教育改革への提言

1. 教育基本法（初期占領政策理念）の見直しと抜本的改正

[現況と課題]

教育基本法は「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよう」「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」といった美しい言葉で綴られているが、総論で指摘したように初期占領政策、直接的には米国教育使節団報告書の枠内でつくられた文書であるために、日本自身の教育理念・哲学の提示が見られない。もっとも、それこそが国際性・普遍性のあらわれであるとして、「個人の価値」「真理」「正義」「普遍性」「民主」「平和」などの抽象的表現を高く評価する者がいるし、批判者にも、「どの国にもっていても通用する蒸留水のような（国籍不明の）教育基本法である」という評があるが、正確には、アメリカ人好みの個人主義的な味つけをされたパーボンウイスキーのようなものであり、決して純粹の、混じりけのない蒸留水などではない。飲めば酔うのだ。

それに普遍性があると思うのは、西洋文明のみが普遍だと考え慣らされてきた鹿鳴館的発想が固定観念になっているからである。18世紀の啓蒙主義の洗礼を受け、理性的存在としての個人の能力を買いかぶる楽観的な人間観に支えられた教育観（児童中心主義）が、いったいいかほどの普遍性をもっているか、冷静に考え直すべきである。

個人の価値を宣揚するのは良いとしても、それを具体的に担保するのは強靱で健全な共同体である。教育基本法の母胎である現憲法にも、個人の尊厳や個人の権利は至る所で強調されているが、家族や国家などの共同体を尊重せよという文言は皆無である。「個人の価値」に偏して、個と共同体、私と公のバランスがとれていない。絶対王政に対抗して個の権利主張に懸命であった18世紀後半（アメリカ独立革命やフランス革命の時代であった）の発想を、いつまでも金科玉条とすべきではなかろう。

日本文化は物事を観念的でなく具体的に捉えるという特色を有する。教育勅語が一般に広く受け入れられ、占領下歴代のリベラルな文相（前田多門、安倍能成、田中耕太郎ら）すら教育勅語を擁護していたのは、江戸時代以来の伝統的倫理や教育理念を踏まえて、「父母に孝、兄弟に友、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、学を修め業を習い、以て智能を啓発し徳器を成就し、進んで公益を広め、一旦緩急あれば義勇公に奉じ」と、近くから遠くへ、具体的な徳目として分かりやすく教育の目標を提示し、日本人として違和感がなかったからである。

個人から直ちに「世界の平和と人類の福祉」「平和的な国家および社会の形成者」にすつ飛ぶ観念的な西洋人好みの表現が、日本人の教育理念として適切か否か、答えは明らかだ。基本法は、日本人の心の琴線に触れる内容と表現で書き改める必要がある。(前文、第一条)

「家庭教育」が「社会教育」の中に含まれているのは(第七条)おかしい。家庭教育はもっと重い位置づけがなされてしかるべきだ。子供の基本性格を形成する最初の教育の場であることを考えれば当然である。教育基本法にはない「地域教育」とともに、もっとしっかりとした意義づけが必要だ。

「宗教に関する寛容の態度」は教育上これを尊重しなければならない(第九条)という表現も引っかけものがある。「寛容」とは通常、優者が弱者に対して用いる表現ではないか。宗教は「寛容」に扱うようなものであろうか。宗教は人生の深い意味づけに欠くことのできない深い智慧を集積した精神文化だ。「個人の尊厳」と簡単に口にすが、科学から人間の尊厳は説明できない。虫とかその他の動物と人体の構成物質に変わりはないからだ。神性、仏性などと表現される大いなる可能性を人間も分かち与えられているという宗教的論理に立って、初めて我々は「人間の尊厳」を語るができる。それを欠いた「人間の尊厳」論は人間エゴイズムの表現に過ぎない。考えてみよう、医学研究のためになぜ人体実験は禁止され、動物実験は許されるのかを。

人間が効率とスピードを競い合う現代世界において健全な情操を失わないためには、公教育で宗教をいかに扱うかにもっと建設的な工夫をすべきであり、「寛容」などという傲慢な態度は精算しなければならない。

男女共学の規定(第五条)は省き、公立校にも共学、別学の自由選択を認めるべきである。とくに中等教育において、いずれが良いか、選択の自由を与えるべきだ。男女が相互理解・協力をする必要と共学の強制は別物である。

[提 言]

以上の指摘を踏まえて教育基本法を全面的に再検討する。とくに教育理念と教育目的(前文、第一条)が重要である。教育基本法をつくるときに占領者から否定された、「日本の歴史・伝統・文化の理解とその創造的発展」、「個人の価値を守るために重要な家族から国家に至る共同体の尊重」を明示する。

新たな教育理念は、伝統文化の智慧の集積の中から、現代世界に広く通用するものを抽出すればよい。人生の基本的あり方を洞察した真理は、簡明かつ単純なものである。それは「生かされて、生きる」と表現できる。人間は、自然、社会(他人)の恩恵を受けて、この世に存在している。自然と人間の命を支えている大いなる生命、生命の根元を、日本人は神仏・天・大自然などと称してきた。これら万類(神仏・自然・人間社会)によって生かされて在ることに感

謝して、自分に与えられた可能性を最大限に発揮し、人間らしく（立派に）生きる。それが人生であり、そのような生き方を教え育むための営みが、日本人にとっての教育目標であることを明示する。

戦後教育の理念は、「生かされて在る」という前半部分を軽視して「(自由に)生きる」という後半部分を肥大させ、あらゆる価値判断の基準としたところに、決定的な過ちないし偏りが見られる。国際性、普遍性を装いながら、せいぜい半面の真理しか表現できていないのはそのためである。我が国の先人たちは、歴史の浅いアメリカよりも、はるかに奥深い人間観察の知恵をもっている。舶来輸入の理念では、鹿鳴館型文化人の商売の種を提供することはできても、日本人の魂の琴線を動かす教育はできないのだ。

教育基本法に欠けている、宗教的英知を重んじ、自然を大切にすることの必要性は、「神仏・自然に生かされて在る」という基本認識に立てば、直ちに出てくる教育目標である。「社会（他人）に生かされて在る」を縦に展げれば、親、先祖、先輩、先生などに対する感謝。横に展開すれば、隣人、友達、様々な共同体の仲間・同胞から被っている恩恵にたどりつく。日本の経済発展は原料を売り、製品を買ってくれる外国人によっても支えられていると知れば、国際協調の必要が、自ずと理解される。「生かされて、生きる」が土着の理念であるから、国際性・普遍性に欠けると思うのはとんでもない誤解である。日本は特殊、西洋のみが普遍 — という近代的妄想から脱却しなければならない。真に日本的なるものは、世界に通じ、真の普遍性をもつのである。

2. 学校制度の見直し

[現況と課題]

教育基本法は、義務教育を9年とする（第四条）。近代日本は明治末と戦後の2回にわたって、義務教育年限を5割ずつ延長してきた（4年から6年、6年から9年へ）。これまで義務教育の長いことが教育の進歩発展だと考えられてきたが、世界で二番目に早く義務教育を発足させた我が国は、そのような発展途上国段階をとっくの昔に卒業している。発想の転換が必要である。

日本の親は相変わらず教育熱心であり、義務教育を短縮したからといって上級学校への進学率が大きく低下することはあり得ない。義務教育でない高校への進学率を考えれば直ちに理解できることである。

日本人として必要な最低限の学力等は小学校で身につくようにする。特殊な技能を身につけたい者は、義務教育終了後直ちに家業を見習い、親方棟梁等のもとに弟子入りし、あるいは各種の職業学校に進学する道を開く。社会は多様

な人材を必要としている。学力に自信がなければ手足を使う技能者・技術者として世に出ればよい。できるだけ早く体で覚え込まなければ大成しない技能が、この世には存在する。勉強嫌いをいつまでも学校に引っ張り、やる気と自信を失わせ、いたずらに不登校を増やし、教師に苦勞をかける無駄は、12歳で打ち止めとしたい。

義務教育＝強制教育の短縮（小学6年のみ）に踏み込むべきときである。その意義は、国民教育にとって最低限必要なものは何かを精選・再検討することにより小学義務教育の重要性を再認識し、併せて中等教育の再編を促し、中学・高校が直面している諸問題、とくに生徒指導上の困難に対処しやすくするためである。

小学校教育の目標は、伝統文化の精華を伝達・体得させ、日本社会で活動するのに必要な基礎学力を修得させ、健全な社会性を育むこと、である。

過剰な「ゆとり」教育は無用である。未来の健全なる国民に最低限必要な基本をたたき込むために、個人の自由を束縛する義務（強制）教育が存在するからである。この段階で生徒の自由や個性や創造力を偏重するのは、人間観の基本において誤っている。鍛錬の中で児童の個性も、長所短所も次第に明らかになる。社会性によって錬磨されない個性は、溶鉱炉を潜り抜けていない鉄鉱石のようなものである。役に立たない。

義務教育には学区制を敷く。学区単位で、衰退しつつある地域社会の絆を維持・強化するためであり、生徒の徒歩での通学を可能とするためである。

義務教育を小学校のみとすることによって、中学校の3年を義務教育のくびきから解放し、高校3年との再編成を可能にすることができ、初等中等教育の活性化が可能になる。中学と高校は合併して6年制高校にするも良し、従来通り別のままにすることも可とする。その割合は設立者である地方自治体に委ねるが、いずれ大勢は6年制に収斂してゆくであろう。「3・3」の短期二段階方式よりも、一貫教育の可能な6年制のメリットがはるかに多いからである。

中等教育課程の前期（中学）後期（高校）課程の分割をやめ、一貫した教育を可能にすることにより、上級生と下級生の交流指導体制を構築し、教え教えられる経験を通じて、人間関係を豊かにすることが期待できる。中等教育学校は小学校と異なり、生徒の自由選択を拡大し、競争原理を導入し、個性的な学校づくりを奨励する。従来の中予では校内の秩序を乱す少数の不届き者に対しても、義務教育であるために適切な対応がとれず、結果として学校全体の規律低下・崩壊に至る事例が少なくなかった。義務教育でなくなった中等教育では、教育の場にふさわしい秩序維持のため退学を含む厳正な対応をとることができる。ただし、敗者復活戦の可能な体制づくりを整備しておくことは必要であり、これについては後述する。

学校在学中の全課程を通じて、奉仕活動を義務づける。中等教育課程においては、小学校よりも長期間の奉仕活動を義務づける。「生かされて、生きる」ことを実践し、より開かれた社会性を身につけるためである。社会福祉関係の施設にとどまらず、警察、消防、自衛隊などの公的組織も、受け入れ可能な限りにおいて奉仕の対象とする。都会の学校は農漁村部の学校と提携し、山村滞在を経験することが望ましい。日本の国土・産業の多様性に開眼し、生の自然の豊かさ、厳しさに触れ、生きる力を賦活させるためである。

教科内容の中で、小学校、中等教育についても、道徳・倫理面での教育の強化を図るとともに、世のため人のために意味のある人間になろうとする「志」をもった人間を育てることに、とくに配慮する。

IT革命という言葉が流行しているが、パソコン技術の習得だけでは、仮想現実へのめり込み、本物の自然と人間から遠ざかってしまう。今後情報技術が進展し、現実生活への影響がますます拡大するであろうが、そうであればこそ、なお一層、生の事実に接して、本物と仮想世界を区別できる判断力を養う必要がある。6年制中等学校にはそれが可能である。

なお、大学については特段の提言をしない。18歳人口の激減とともに、初等・中等教育を歪める諸悪の根元といわれた大学の入試は大きく様変わりをし、入試地獄どころか、試験らしい試験をしないで定員確保に腐心する私立大学が急増している。カリキュラム編成等もそれに伴って多様になりつつあり、「入試地獄」や「画一的な大学入試」批判などは時代遅れになっている。実際には難関大学は相変わらず難関で猛勉強を必要とするが、そういう大学の存在はそれとして大いに意味がある。そのような努力目標もなくなれば、高校から緊張感が失われ、若者の「学力崩壊」はもっと惨憺たるものになる可能性がある。人生のある時期にすべてを忘れて勉強に打ち込むという経験は無駄にはならない。

国立大学にも特殊法人化の方向が出されており、財政赤字に悩む公立大学も早晚その後を追い、競争原理にさらされるであろう。厳しい環境（少子化）が大学に競争原理を吹き込んだ。大学卒業までに少なくとも2カ月以上の奉仕活動を義務づけることなども必要と考えるが、大学自身による改革が進行中である現況に鑑み、高等教育への改革提言は見送り、ここでは初等・中等教育に重点を置く。

[提言]

義務教育は小学校6年の初等教育のみとし、中学を義務教育から解放する。中学・高校からなる中等教育を再編成し、一貫教育を可能とする道を開く。

初等・中等教育を通じて、勉強だけでなく、人間性や社会性の醸成を重視する。そのために、倫理・道徳ならびに日本の歴史教育を重視し、社会奉仕活動を導入する。

【初等教育】

①義務教育の短縮化（小学校6年のみ）

6年制の小学校を義務教育とする。

また、小学校は原則として現在の学区制を維持し、地域社会の絆を強化するとともに、地域社会との密接なつながりによって支えられ発展する基盤学校としての性格を維持することに努める。徒歩通学の可能な近隣地域内において、複数の小学校からの選択を認めてもよい。しかし、「自由化」「規制緩和」が時代の流行語になっているにもかかわらず小学校の大幅な自由選択を認めない今一つの理由は、完全自由化は小学校の輪切りを生み、似たような生徒の集まる同質集団を生むことにある。地域を核としているんなタイプの生徒と混じり合い、共同作業や場合によっては喧嘩などを通じて人間経験を豊かにすることは、仮想現実世界が広がりつつある今日、小学校の生徒にとって極めて必要な体験である。

②日本の歴史・伝統文化、倫理道徳の重視

初等教育は、伝統文化の精華を伝達・体得させ、日本社会で活動するのに必要な基礎学力を修得させ、健全な社会性を育むことに努力を集中する。鉄は熱いうちに鍛えなければならない。家庭教育力の全般的不足を補うために、基本的なしつけや倫理道徳を重視する。歴史教育は地域や祖国の発展に尽くした先人の生き方を学ぶことに重点をおく。具体的な人物中心により、高潔な志の育成に有益な内容を中心とする。

③教科内容の精選と社会奉仕活動の導入

「国民教育」の本旨に従って教科内容は精選し、一定期間の社会奉仕活動を導入する。平成14年以降文部省が計画している週5日制の完全導入に伴い学習総時間が減少する中で、情報（パソコン）教育、英語教育、国際化教育等の導入を小学校にもち込む必要はない。いずれも中等教育で十分に、より適切に対処できるものである。パソコンの操作等はゲームボーイ世代の子供には大した困難はないのみか、じっくり本を読むなど、小学校時代に身につけるべき基本習慣の修得に与えるマイナスがあることを忘れてはならない。英語や国際化教育は、まず身近なところから教育効果を上げていくべき小学校段階で急ぐべきことではない。「お遊び英会話」で英語力がつくわけではない。それよりも、国語を正しく

理解し運用する、読書に親しむ、などの基礎能力（平成14年以降の「ゆとり教育」で、国語は時間数が14%減る）を身につけさせることがはるかに重要である。

【中等教育】

①中高一貫教育の実現

中等教育は、義務教育の短縮に伴い、前期（中学）、後期（高校）の分割をやめ、一貫した6年制教育を可能とする道を開く。それにより上級生と下級生の交流指導体制をつくり（例えば6年生が3年生を、4年生が1年生の面倒をみる）、教え教えられる経験を通じて、同学年だけでなく、上下の人間関係を豊かにするなど、従来の3年制では実施が困難であった生徒同士の切磋琢磨に創意工夫をこらす。ただし地域の必要に応じて設置者である地方自治体の判断により、6年制にこだわらず3年制のユニークな職業教育学校（例えば、建築職人養成中学、情報技術者養成高校等）を設置することもできるようにする。

②個性的な学校づくりの奨励と活性化

初等教育と異なり、中等教育では生徒による学校選択の自由を拡大し、競争原理を導入し、個性的な学校づくりを奨励する。質実剛健を標榜して厳しい校則をもち、留年・退学・放校をためらわない男子高校や、男女同権思想の誤った解釈によって公立学校から急速に消滅していった良妻賢母教育を特色とする女子高校、体育科目には心身の教育に効果のある武道のみを採用する学校等、鮮明な特色をもった公立学校の輩出が望ましい。

③社会奉仕活動の義務づけ

中学・高校において、社会福祉関係の施設のほか、警察、消防、自衛隊などの公共組織における奉仕活動を義務づける。都会の子供たちには農漁山村での滞在を経験させる。その場合、現地における生活指導は地元の人材を活用し、過疎地域の活性化にも役立てるものとする。

④「志」をもった日本人の育成

初等教育同様、生徒の発達段階に応じた倫理・道徳教育を充実させ、併せて日本の歴史や風土、そして伝統文化を正しく学ばせるなかで、社会に貢献できる高邁な「志」をもった日本人の育成に努める。教員には、優れた経験と見識をもつ社会人の活用を推進する。教員については後述する。

3. 規範意識の確立と校内秩序の徹底

[現況と課題]

教育の場にはそれにふさわしい秩序が存在しなければならない。授業時間になっても教室に入らず、廊下を徘徊したり、他の教室の授業を妨害したり、まじめな生徒をいじめたり、脅迫したり、甚だしきは教師に暴力を振るったりというようなことが行われていて、正常な教育が成り立つはずがない。我が国の初等・中等教育は、先進国と称される国々と比べても、はるかに高い平均学力の維持に成功し、その前提となる規範意識の高さにおいても、かつて国際的に高く評価されてきたが、近年このような評価は、日本人自身によって疑問符をつけられるに至っている。

その主たる理由は、総論「戦後教育の構造的課題」で触れたところであるから重複を避けるが、環境変化に伴う生徒の規範意識の低下にもかかわらず、教育現場において、断固として必要な秩序は守り抜くという決意と対応が欠如していたことが大きいと思われる。「自由」や「個性」や「生徒の目線に立った教育」という美しい言葉に惑わされて、教育の場に不可欠の条件である「愛情ある厳しさ」「不正を許さぬ毅然たる対応」が、次第に失われていったことの当然の結果であろう。

自宅謹慎、停学、退学などの措置を行うことは、学校にとって教育の使命放棄であるとの風潮があり、また、そうした問題児童や生徒の受け入れ窓口も十分でない。そして、このことが、「朱に交われれば赤くなる」式に、他の児童生徒への悪影響と学級崩壊を招いているといえる。

こうした状態を解消するために、合理的なプロセスを踏んでの自宅謹慎、停学、退学、あるいは強制転校措置を適切に行えるようにすることが必要である。また、それに伴って、不服審査の制度や、問題児受け入れ機関の整備を行う必要がある。

この場合に、問題児の扱いについては、精神的なケアを主体にするべきケース、学力面での問題解決に努めるべきケース等個人によって多様であり、それに応じた措置が多角的に探られなくてはならない。また、元の学校に戻る場合も、状況に応じて元の学年に戻すのが良いかどうか柔軟であるべきである。一般的にあって、1学年程度の遅れについては、それをあえて忌避すべき理由がない。

また、これと関連して、少年法等による行き過ぎた子供の人権保護にも反省を求めねばならない。少年法の対象であるという一事をもって、他の観点からのアプローチを一切否定するようなことは疑問である。このような考え方も、一種のセクショナリズムというか縦割行政的思考に基づくものであり、少年法の専門家集団が、自分たちの領域を外部から守ろうとする利己主義に起因する

ものである。

少年法の目的自体は正当なものであるが、それが年少者にとって唯一の規範であるべきでないし、ある年齢を境に全く違った扱いがされることは不公正でもある。年少者といえども、程度の差こそあれ、自分の行為に対して責任をもち、自らの将来に対して自分の行為が影響を及ぼすものであるという自覚をもたせるべきである。

校則については、時代に適合しなくなっていたり、空洞化していたりする現象も見られるので、そうしたものについては、適正化を図り、また、その制定と運用にあたっては、広範な意見を聞くことが適当であるが、いったん決定された校則については、厳正な適用がなされることが、社会生活において必要なルールを遵守し、健全な社会性を形成する上で不可欠である。

従来、こうした面についても、処罰をためらう傾向があるが、必要な対応を、確信をもって進められるように、審議会などに諮って原則を定めた上で、文部省において勧奨することが必要である。

[提 言]

学校には教育の場にふさわしい秩序が必要であり、生徒は定められた規則、校則を遵守する規範意識の涵養に努めなければならない。順法精神は良き社会人となるために身につけるべき基本的素養の一つである。他の児童・生徒に著しい悪影響を与える児童・生徒の排除を柔軟に認めるとともに、受入施設等の整備、充実に努める。

①規範意識涵養のための校長の権限強化と義務

校長が、特定の生徒について他の生徒の勉学や人間形成に著しい悪影響を与えると判断したとき、短期間の自宅謹慎や停学処分を機動的に行えるようにする。また、それでも改善が見られないときは、教育委員会に対して必要な措置を協議することを義務づける。教育委員会は、保護者および本人の意見も聴取した上で、退学などの処分を勧告するものとする。

②問題児童、生徒を指導・収容する施設の整備

教育委員会は、問題児童、生徒の指導・収容を行うための施設の整備、充実に努める。

③少年法の改正と運用の改善

少年法について、聖域化することのないように、法の改正と運用の改善を求める。

④校則の適正化と処罰の厳正化

校則については、その適正化を図る一方、それに反した児童・生徒への処罰を厳正に行うべきである。

4. 責任ある学校運営

[現況と課題]

学校は誰が責任をもって運営するものであるのかについての明確な答えはない。形式的にいえば、公立学校の場合、設置者である市町村や府県の教育委員会であり、私立学校の場合は学校法人であろう。公立学校の場合、校長に委任されているが、実質的には校長と教員、そしてPTAの微妙な力関係の中で責任体制がもうひとつ不明確な運営がされているのが実状であろう。

とくに、組合活動が強い地域では、教員会議の了承が、事実上、校長の権限を制約していることが多い。教職員が自らの学校の運営について意見をもち、議論を闘わせ、それを学校運営に反映させようとするのは当然であるが、それが、責任の所在の不明確化につながったり、実質上、労働組合の方針をそのまま画一的にもち込んだりすることが少なくない。

今後、公立学校における教育の質をより向上していこうとすれば、校長の権限をより明確化する一方、校長の任免のルールの明確化、教育方針等についての説明義務の充実、行政・地域・父兄・一般の教職員の学校運営への意見具申や参加をどう確保するかについて、新しい仕組みをつくっていかねばならない。

公立学校の場合、現在は校長には任期がないが、これを設け、また、選定を早い段階で行うことにより、教職員の異動等にも校長任命予定者の意見がある程度、反映されるべきである。また、校長の年齢は定年間際より40歳代後半から50歳代前半の方が好ましいとも考えられ、その意味で、校長経験者が、一般教員として再び教壇に立つこともごく普通の状況としなくてはならない。

教職員の給与や待遇については、経済社会における近年の動向を適正に反映したものにするべきである。つまり、横並びで画一的な年功序列型の雇用給与体系が転換点に立っている今、教職員の世界だけがその流れから隔離されるわけにはいかないのは当然である。

しかし、一方で留意すべきなのは、一般の経済社会においても、ピラミッド型の人事体系と画一的な人材の重視から、より多様な人材が活かされるような方向で改革が進められており、待遇の多様化が、従来型の管理体制を強化する方向で運用されることのないようにすることである。

このため、昇給や昇格の対象になるのは、将来の管理職候補を念頭においた者だけでなく、特定の分野に秀でた専門家にも開かれるべきであるし、また、教頭や校長と同等の処遇を受けるポストも学校や教育委員会で例外的な扱いでなく広く創設されるべきである。

例えば、教科ごとの専門家、スポーツや文化活動の指導者、心理学などに秀でたカウンセラー、IT化等も含めた学校運営のプロ、生徒指導にリーダーシップを発揮できる熱血先生等について、管理者としての地位を求めることなく、別のかたちでその能力を発揮できる道を開くべきである。

また、校長の権限を強化すると同時に、一般教職員が勤務先を決定するに際し、校長を選ぶ権利を強化することがバランス上も必要である。このことによって、教職員にとっても評価できる学校運営ができないなら、良い教師を集めることができないというかたちで好ましいバランスが成立するであろう。

こうした問題について、具体的には以下のような施策を提案する。

[提 言]

公立学校の校長については、公募制も含めて地域社会の実状にあった方針と実績をもった者を選べる方式を採用するとともに、その校長には3年間の任期中、人事権も含めた強い権限を与える。また、一律年功序列型となっている教職員の待遇を社会の常識にあったものに改善する。

①「校長資格認定センター」の新設

公立学校校長の資格については、原則として、都道府県の教育委員会がこれを認定する。ただし、これとは別途、国においても、「校長資格認定センター」のような組織を設ける。資格者総数は現実の校長ポストよりかなり上回る数とし、選ぶ側にとって選択の幅を確保する。

②教職者以外からの校長登用への道を開く

校長には、教職員経験者だけでなく、より広範な人材に可能性を開くものとする。具体的には、大学教授や研究者、教育産業での経験をもつ者、PTAや教育委員会の役職員を務めて実績を上げた者、企業で人材育成業務の経験をもつ者などをあてる。

③校長の権限強化と3年任期制の導入

校長には、人事権を含めた強い権限を与えるとともに、その任期を3年間とする。ただし、再任ないし期間延長を行う場合は、任期満了の1年前までに、本人の了解のもとで決定を行う。校長の選定作業は、前年の4月から8月までに行い、校長予定者が新年度の教職員異動にその意見

を反映できるようにする。また、一般教職員の異動にあたっては本人の意向をより取り入れ、僻地や問題校など不人気なポストについては、給与・手当等で優遇される処遇を行うことも検討すべきである。

④教職員の年功序列型待遇・給与体系の見直し

公務員や大学教員の待遇・給与体系が多様化している現状も踏まえ、教職員についても一律年功序列型の待遇や給与体系を抜本的に改める。

⑤「マイスター・ティーチャー制度」の創設

特定分野に秀でた教職員を育成、処遇し、そうした異能の教職員が多く輩出することをめざし、「マイスター・ティーチャー（職人先生）制度」を創設する。教科ごとの専門家、スポーツや文化活動の指導者、カウンセラー、IT化等も含めた学校運営技術者等をその対象とし、ランクに応じて主任、教頭、校長並みの処遇を行う。なお、これらも含めて、特殊技能の持ち主については、複数の学校を兼任、あるいは教育委員会からの巡回指導を創設する。このことは、子供たちにアントレ・プレナー的価値観をも理解させることにつながる。

5. 教職員の質向上と多様化

[現況と課題]

戦前の小学校教師は、原則として各県におかれた師範学校出身者があてられていた。師範学校は早い段階から一般の進学コースとは分離され、教師をめざすことを決意した意欲あふれる若者が、授業料を免除され学んでいた。このため、職業軍人の場合と同じく、経済的事情等で上級学校への進学ができない優秀な若者にも門戸が開かれていただけでなく、教師としてのプロ意識、使命感、聖職者観を育む上で一定の成果があった。

また、中学校以上の教員についてはその地位は高く、むしろ、大学教授に準じるものと考えられ、高い学識の者が多かった。東京や広島に高等師範学校や文理大学、あるいはお茶の水や奈良に高等女子師範が設けられ、その出身者が教育界で重要な部分を占めてもいた。旧制中学において、帝国大学等で学んだ教師が学問の喜びや国家や社会、あるいは世界の文化について生徒に刺激を与え、高等師範出身の教師が教育の専門家として学校運営や生徒指導を支えるという役割分担が実現していたわけである。

ところが、戦後は小学校と中学校は主として、師範学校が改組された学芸学部（後にほとんどは教育学部と改名）の出身者が担うことになった。しかし、こうした学部は、修業年限や学校運営については一般の大学と同じものとされ、

教員採用等において他の学部出身者と区別されることはなく、教員免許を取得するのにカリキュラムが便利であるというだけのものになってしまった。

さらに、高校進学率の高まりにもかかわらず、高等師範の後身である教育大学のような学校は新たに設けられず、それどころか、それらの大学や学部も東京教育大学が筑波大学に改組されたように教員養成の大学としての性格を失っていった。

そして、高度経済成長期には民間における求人が好調であったことから、「でもしか先生」と呼ばれるような社会現象が生じ、今度は、その弊害を克服し優秀な人材を確保しようと経済的な待遇改善等に努めた結果、それがオイルショックによる高度経済成長の終焉にぶつかり、むしろ、安楽で給与の高い職場として教員希望者が増加することとなり、「志」をもった教育者を確保することとは逆の結果を招いてしまった。

さらに、最近では、定年延長や少子化のために、教員の新規採用の枠が減少し、教育関係の学部を卒業しても教員に採用される可能性が30%台となり、このことが、教育関係学部の学生が在学中から、将来、教育者として立っていかうという意欲をもてないようにしている原因となっている。

これを受けて、文部省でも、教育学部の中で生涯学習等を専門とする教員免許取得を目的としない学科（いわゆるゼロ課程）を増強するなどし、さらに、2～3の教育学部の統合等を検討をしているが、これはあくまでも、対処療法的なやり方だといわざるを得ない。

また、IT革命や国際化など急速な社会・文化・経済の変化は、実社会での経験を子供たちに教える必要性を増大させ、学校運営等にもそうした知識が必要となっているが、教職以外に経験をもたない既成の教育者にはその需要を満たせない状況となっている。占領政策の一環としてつくられた「民主的」教員養成制度は、今では教師としての高い使命感、責任感をもった人材の養成には必ずしもそぐわぬものになっている。戦前の師範学校の長所を生かした新たな、質の高い養成制度を考えるべきときである。

以上のような現状を踏まえて、以下のような提案を行いたい。

[提 言]

新しいかたちの「エコールノルマル（新師範学校）」を創立させ、プロとしての自覚をもった教師の養成を行うとともに、中途採用等を円滑に行える体制を整備する。

①「エコールノルマル」と「大学共同教育学センター」の設立

現在の教育学部を改組し、少数精鋭だが卒業生のほとんどが教職に就く

ことを保証される「師範学校（エコールノルマル）」と、社会に広く開かれた「大学共同教育学センター」を設立する。「師範学校」は原則5年制とするが、他学部からの転入もある程度は認める。「大学共同教育学センター」においては、どこの大学生でも教員免許を取得するための学習や訓練を受けることができ、また、「師範学校」以外の卒業生で教員に採用された者を1年の間、教育者としての訓練を受けさせる場とする。

②「新高等師範」の設立

中等教育の中核となるべき人材を育てるため6年制の「新高等師範（エコールノルマル・シューペリユール）」を設立し、同様に転入を認めるほか、他大学の卒業生で高校教師に採用された者を訓練するセンターとしての役割も担わせる。

③「新師範学校」「新高等師範」への厳正な国家試験の適用

「新師範学校」あるいは「新高等師範」の学生の卒業にあたっては、医師国家試験類似の試験を行うことによって、最低限の質の確保を図る。卒業生の就職先確保のためには、各教育委員会および学校法人が、新規雇用の一定の割合をこれらの卒業生にあてることを義務づける。また、私立の学校法人がこのような学校を創設することも差し支えないが、供給過剰とならないように文部省において定員の調整を行う。

小学校にあっては、教師の3分の2が師範学校の卒業生。中高一貫にあっては、3分の1が高等師範の卒業生とすることを将来の目安とする。以上の提案は、中高一貫制が実現した場合を想定しており、それまでは中学校教員のあり方について中間的措置が必要である。

④中途採用の促進

教師の中途採用を積極的に進め、とくに、各学校に最低一人は中途採用者の教師をおくこととする。

⑤教員免許に関する更新制度の導入

教育は畢竟（ひっきょう）して人である。制度にいくら工夫を加えても、教師に人を得なければ絵に描いた餅である。生徒に対する指導力を欠き、教師として不適当と判断される者に対しては、転職・解職を勧告する道が必要である。教員免許の定期的更新制度を導入する。

6. 地域社会と家庭における教育力の向上

[現況と課題]

子供の教育は、学校まかせで行われるべきものではない。学校の運営への保護者や地域の参加をどのように行っていくか、そして、地域社会自身が子供たちを育てる役割をどのように回復していくかが、真剣に論じられなくてはならない。また、両親など保護者が、子供の教育の上で何よりも重要であることを確認しなくてはならない。

かつて、子供は現在以上に地域社会で重い存在であった。ところが近年、子供の地域人口に占める割合は大きく減少している。その原因は、少子化、晩婚化、平均寿命の向上であり、人口流出地域では、そのことがさらに深刻な結果をもたらしている。

例えば、日本全体で見た場合、15歳未満のいわゆる年少人口は1920年に36.5%でその後も1950年代まではほぼ横這いで推移してきたのが、1992年には17.2%とほぼ半減している。

こうした数字は、地域社会にとって、少なくとも近視眼的には子供はかつてほど重要な地域の構成員でないし、関心の対象でもないことを示している。地域の未来を考えればともかく、とりあえずは、それほど目立つ存在ですらなくなっているのである。

また、子供の減少によって、町内会や学区が子供に提供できる様々な遊びや教育の機会を希薄なものにしている。例えば、地蔵盆や子供会、あるいはスポーツの機会が、従来と同じ地域の単位では人数が足らずに成立不能になっていることも深刻な問題である。

交通手段の発達によって子供の行動範囲が拡大し、あるいは、テレビゲームに代表される家庭内での遊びの機会も増えていることにより、子供を地域の屋外や公共施設で見かけることも少なくなってきたおり、このことが地域社会と子供の関わりを減少させているという悪循環も存在する。

さらに、私立学校等への通学者が増えて、もはや例外的な存在でなくなったことも問題を複雑化させている。

こうした現状を打破し、地域社会が再び、子供を育てる上で重要な役割を果たすことができるとすれば、現状を嘆くより、子供にとって楽しく何かを得る場として前向きに再生する必要があるだろう。また、年少人口の減少を補う工夫もいるだろう。例えば、伝統的な祭りには他地区に住む子供まで含めて参加させることで人数を確保している例などが見られる。学区の再編成による大規模校化が、学区における文化やスポーツ分野における諸活動をよみがえらせるといったこともあるだろう。

P T Aについても、遠距離通勤や兼業農家の増加が、とくに父親の学校行事への参加や関心を低下させている。かつて、公立学校は、その地域の有力者の強い影響下にあった。地域社会そのものが強固な組織をなしていたし、また、種々の寄付金や奉仕活動なくしては学校が成り立っていかなかったためでもある。

ところが、近年では、地域において誰が有力者かすら不明確であるし、税金による学校運営が可能になって、学校が地域をあてにしなくてもよくなっている。P T Aの役員も本当にふさわしい人たちというより、暇そうな人をお願いするということになりがちである。さらに、学校の設備が一般的に他の公共施設に比して劣るものとなっていることから、学校そのものが地域住民にとって身近でしばしば利用するような存在でなくなっているということも指摘できる。

また、学校・教師において、子供たちの家庭の実態を把握できていない現状にある。例えば、学校は親の職業について聞くことさえできないし、子供たちの間で互いの電話番号や住所ですら公開されないことになってしまっていることも珍しくない。このような神経過敏な秘密主義は合理的なものではない。なぜなら、たまたま、その学区内で親が仕事に従事している場合には誰もが知り得る一般的事実であり、非公開とすること自体が児童・生徒間の不公平を招くものであるからである。

子供の成長にとってもっとも重要なものが両親であることはいうまでもないが、最近では、母親の自尊心を満足させることのみが目的化している。進学競争に勝ち進むこと、明るく元気であること、そして、場合によってはお稽古ごと等でつかの間の見栄を満足させることなどである。

そこに、父親の主体的な意志を読みとることは難しい。むしろ本来のあり方は、子供たちの将来についての責任、そして社会人としての振る舞いを教えることについては、父親の役割がより大きいはずである。それに対して、母親の役割は幼児段階において決定的に重要であり、精神的な生育についてもよりきめ細かな愛情をもって子供の成長を見守ることが期待されている。子育てにおける父親の役割を、母親の負担を肩代わりすることにのみ求める最近の一部の風潮は見当はずれである。男性が積極的に家事や育児に貢献することは否定すべきことではないが、唯一のかたちであるわけではない。

このことは、何も女性から社会的進出のチャンスを奪おうというものではない。むしろ、社会からの女性の阻害や満たされない気持ちが、子供に対する過大な期待や身勝手なかたちであらわれているともいえる。

ただ、それが、あたかも、女性が子育てに多くの時間を割くことを否定するようなかたちで主張されることは間違いだということである。本来、なんと

いっても、母親ができるだけ多くの時間を子育てにあてることが望ましいのである。であれば、母親が子育てをもつて、それを職業活動に優先すべきものと考え、いわゆる専業主婦となることを選ぶことは、価値ある選択であり、働く女性がそうした女性をあたかも見下すような言辭が目立つことは残念なことである。

各種の審議会などの女性委員のうち、いわゆるキャリアウーマンが不均衡に多数を占めているのも、歪みの原因ではないか。

保育所の充実代表されるように、子供の育児期にも女性が仕事を続けられるよう対策が進められるべきである。一方、育児期の女性が長期間にわたって休職する、あるいは在宅勤務をすることも同じく促進されるべきであろう。

以上のような点も踏まえて、具体的には以下のような施策を提案する。

[提 言]

地域と学校の連携を強めるために、「地域学校協議会」を設けるとともに、学校設備の充実による「地域社会文化活動センター」化などを図る。また、父親が子育てに積極的に関与できるように企業などの協力を求めるとともに、女性が育児に専念することを否定的に見るのではなく、むしろ働く女性のために休職等をしやすくする方策を講じる。

①「地域学校協議会」の設置

市町村や区ごと、さらに学区ごとに「地域学校協議会」を設け、父兄だけでなく各種団体や公募市民の積極的な参加も得て、学校および地域における子供たちの教育について協議、意見具申、行動を行う。

(地域的取り組みの例：京都市の「人づくり21世紀委員会」)

②「地域社会文化活動センター」としての学校の活用

学校の設備の抜本的な充実改善を図り、学校が「地域社会文化活動センター」として広く活用されるようにする。

少子化の現状も踏まえて、地域において子供たちが参加できる文化、スポーツ、社会学習等の新しいかたちを確立する。とくに、その場合に、公立校に通学していない子供も円滑に参加できるように配慮する。

③家庭教育向上のための企業の支援強化

企業は職場においても子供の教育問題について意見交換の場や知識を得られるような機会を設けるとともに、父親や母親が地域や学校の行事に参加できるように優先的に配慮する。

単身赴任をできる限り避けるために、私立学校はいったん転校すると元

に戻れないようなシステムを撤廃するべきである。また、公立高校の入試や転校について父親の転勤に伴う転校に困難が伴わないようにする。

④ P T A活動の活性化

P T Aの再活性化を図るために、男女を問わず職業をもった保護者が参加できるように、会合などは原則として通常の勤務時間外とする。また、長寿社会を踏まえ、祖父母などがP T A役員となることを一定の制約のもとで促進する。さらに、P T Aの事務局機能を強化するために、父兄の中から事務局長を任命するなど、一部の業務をボランティア水準ながらも有給とすることができるようにして、子育て期間中の女性などの活用を図る。

⑤ 育児に専念する女性への環境整備

男女機会均等や男女共同参画型社会を推進するにあたっては、両親のいずれか、とくに女性が一定期間、育児に専念することがあたかも好ましくないことであるような印象を与えることのないように留意すべきである。父親の役割とは別に、母親の幼児期の子供への影響はその後の子供の成長に重大なものがあり、むしろ、働く女性に対しても育児のための休暇をとりやすくし、公共機関や企業は長期の休職が昇進等に悪影響を与えることのないように配慮すべきである。

7. 教育的見地からのマスコミと

企業活動に関する責任の明確化

[現況と課題]

地域社会や家庭がいかに重要であったとしても、現在の子育てと教育の混迷は社会全体の病巣に根ざすところが多い。現代の日本では、大人社会自体が子供の模範となる資格とシステムを失っているように見える。

2年前にJ A Sが機内への一部週刊誌の搭載を中止し、この動きは他社にも広がった。理由は、外国人旅客から、隣の座席の客が見ている過激な写真等を見せられるのは一種のセクシャルハラスメントではないかとの指摘があったことがきっかけになったという。職場や乗り物での禁煙の広がりも、嫌煙権が広く認められてきたことによるものである。これからの、青少年への悪影響の回避も、こうした考え方を拡張し、子供を守る保護者の権利行使という考え方で進めることができるであろう。

一般に、日本のポルノへの規制は、特定の販売方法で売られるような「成人

向け」については先進国中、例を見ないほど厳しいが、その一方、ソフト・ポルノが子供たちの眼に触れるようなところにまで入り込んでいることについては、異常に鈍感であるとも指摘されている。とくに、ポルノ雑誌等がコンビニ等で容易に入手できることは異常であり、販売方法等について規制が行われるべきであろう。

とくに、諸外国では裏社会のみで許される売春やそれに準じる風俗営業従事者、ポルノものの出演者が一般の芸能人と同列でマスコミに登場するのは我が国における特殊な現象であり、これを国際的な状況に近づけるように図るべきである。

また、暴力シーンについては、日本のマスコミおよび一般社会は異様に寛容である。外国ではテレビ等で暴力シーンが放送されることは稀であり、日本も強い規制がされるべきである。また、いわゆるヤクザものについては、暴力団規制の一環としてこれを成人向けも含めて禁止してもよいのではないだろうか。

ワイドショーで扱われるような社会的な事件の多くが、伝染病のように類似事件を助長しているとの批判もある。かつて、タレントの自殺が多くの物まね自殺を引き起こした。あるいは、「サカキバラ事件」も多くの類似犯を招いている。

マスコミ関係者は、報道の自由を隠れ蓑にすることなく、自らその影響について真摯に研究し対策を立てるべきではないか。どのような報道の仕方が模倣の引き金になるかを研究し、その成果を活用するとともに、問題のある報道について警告等が行われるべきである。また、そうした体制を整備するなかで、模倣との関連性が明らかになった場合には、民事賠償請求の対象としてなじむかも、慎重にはあるが立法措置も含めて研究すべきであろう。

また、企業は採用にあたって、学歴だけでなく、人間性などをより重視した採用をすべきであり、同時に、少なくとも指定校制度等によって門前払いをすることのないように工夫をすべきであろう。採用業務に企業が無限の時間と費用をかけることを求めるのは非現実的だが、例えば、学歴以外の各種資格や第三者機関による推薦等を重視することは可能ではないだろうか。

[提 言]

進展しつつある「情報社会」は、青少年の教育という観点からは望ましくない情報が、言論・報道の自由という大義のもとに広範に流布され、悪影響を及ぼす社会でもある。IT革命もその傾向を一段と推進する可能性をもっている。自由には責任を伴う。しかし経済の論理を優先させ、反社会的行動に走る者は常に存在する。彼らには、倫理道徳による説得は効果がない。社会的責任を果

たそうとしない企業、組織に対しては、効果的な規制を加える必要がある。ポルノ、暴力、残酷ものなどについては、青少年に悪影響を与えないような販売、流布行為をとることをマスコミなど供給者側の責任で行わしめることとする。

①青少年に対するポルノ、暴力、残酷ものの
販売、流布禁止措置の強化

ポルノ、暴力、残酷もの等については、青少年の眼に触れない措置を講じた上でなければ販売、流布などができないこととするべきである。また、保護者がそうしたものから子供を隔離することを可能にすることを、権利として明確化し、それを実現するための合理的な措置を怠ったかたちでの物品やサービスの提供を禁止する。

②マスメディアならびに企業における
「倫理規定」の制定と公表の義務づけ

ビデオソフト、ゲームソフトを含め青少年に悪影響を及ぼす可能性のある製品・情報を販売・流通させる企業や業界団体は、まず自発的に、実践的「倫理規定」を定めて自己規制し、その遵守に努めるべきである。とくに、大量の情報伝達によって社会的影響力の大きいマスメディアは、個別企業を含め、必ずそれぞれの「倫理規定」を定め、公表しなければならない。以上については、実効性がない場合には、法規制を強化する。

③犯罪模倣行為防止のための政府とマスコミによる共同研究の促進

青少年犯罪についての模倣犯や自殺や売春などの模倣行為を防止するために、政府とマスコミが研究を行って倫理規定を作成し、それに反した報道等の結果引き起こされた模倣については、民事賠償の対象とすることを検討する。

④番組、広告に関する企業の情報公開の義務づけ

企業は提供番組や広告媒体についての情報を公開するように努める。

⑤政府における「マスメディア白書」の刊行

政府は「経済白書」等と並び、定期刊行物として「マスメディア白書」を毎年刊行し、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットを含むマス情報産業の現況を解説し、問題点を指摘して、国民に問題提起を行う。

以上

「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会 名簿

(敬称略)

《代表幹事》			武村 銀一	京都ブライトンホテル(株)	代表取締役社長
道端 進	京都中央信用金庫	理事長	田崎 央	オムロンソフトウェア(株)	顧問
吉田 忠嗣	吉忠(株)	代表取締役社長	田中 彰子	マダムアキコサロン	主宰
《副代表幹事》			田中 恒雄	有錦	取締役会長
久保 智暉	久保商事(株)	代表取締役社長	谷口 泰義	(株)西京コクヨ	代表取締役会長
三大寺隆繁	(株)三星電機製作所	代表取締役社長	玉置 辰次	(株)半兵衛麩	代表取締役社長
三輪 泰司	(株)地域計画建築研究所	取締役会長	辻井 重	辻井木材(株)	代表取締役社長
《委員長》			寺内 博紀	(株)寺内	代表取締役社長
吉田元比古	(株)YEA	CEO	中路 清嗣	(株)中路昌清堂	代表取締役社長
《副委員長》			中村 暢秀	(株)紅中	代表取締役社長
栗原 伸治	たけだ病院経営研究所	所長	納屋 嘉人	(株)淡交社	代表取締役社長
齊藤 透	齊藤酒造(株)	代表取締役社長	野村 透	京都リサーチパーク(株)	顧問
《担当幹事》			藤井 敏二	有(株)フジミ・オフィス	代表取締役社長
市田ひろみ	(株)市田美容室	代表取締役社長	布施 大策	布施税理士事務所	税理士
大倉 達也	(株)大倉設計事務所	代表取締役社長	古川 隆三	(株)渡月亭	代表取締役社長
西村 勝	柵家(株)	代表取締役社長	古橋 秀敏	古橋産業(株)	専務取締役
樋口 治	山中(株)	代表取締役社長	堀場 雅夫	(株)堀場製作所	取締役会長
吉澤 康雄	(株)クロバー	代表取締役社長	本多 保博	(株)FPクリエーション	代表取締役社長
《委員》			前野 芳子	前野公認会計士事務所	公認会計士
坪 隆一	(株)電通 京都支社	支社長	矢野 進	アイフル(株)	顧問
浅見 直幹	有(株)浅見水産	代表取締役社長	山下 英雄	有(株)薬師庵	代表取締役社長
阿部 敏行	(株)光華女子学園	常務理事	山田 昌次	花豊造園(株)	代表取締役社長
伊東 宏	京都サンド(株)	代表取締役社長	横田 泰彦	井登美(株)	代表取締役社長
稲尾 秀雄	稲尾乳業(株)	代表取締役社長	《構想検討委員会》		
上村 正文	竹菱電機(株)	顧問	岡本 幸治	近畿福祉大学社会福祉学部	教授
宇津崎光代	(株)ミズビシ 住まいの総合研究所	代表取締役	高城 修三	小説家(芥川賞受賞)	
加島 英一	(株)加島	代表取締役社長	中矢 忠雄	読売新聞大阪本社	記事審査委員会幹事
北村 眞純	いもぼう平野家本家	若主人	姫野 敬輔	弁護士	
絹川 雅則	公成建設(株)	取締役	堀内 太郎	前日本弁護士連合会副会長	
木下 信義	モリカワ商事(株)	代表取締役会長	八幡 和郎	元京都市教育委員会指導部長	
國松 隆夫	平安建材(株)	専務取締役	元小・中学校 教諭・校長		
國松 照朗	(株)パルtoon	代表取締役社長	評論家		
黒川 正夫	(株)トーホー産研	代表取締役社長	元通商産業省課長		
小森 一宏	(株)小森産業	代表取締役社長	吉田元比古	(株)YEA CEO	
齋藤貞一郎	齋藤織物(株)	代表取締役社長	栗原 伸治	たけだ病院経営研究所 所長	
佐々木喜一	(株)成基学園	代表取締役社長	齊藤 透	齊藤酒造(株) 代表取締役社長	
高田 一寛	(株)ジェプロ	代表取締役社長	藤本 圭司	(株)京都経済同友会 常任幹事事務局長	
武居 桂	京都ステーション(株)	代表取締役専務	《事務局》		
			藤本 圭司	(株)京都経済同友会	常任幹事事務局長
			田中 紀子	(株)京都経済同友会	事務局員

社団法人 京都経済同友会
「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会

発行 社団法人 京都経済同友会
京都市中京区烏丸通夷川上ル
京都商工会議所ビル5階 〒604-0862
電話 075-222-0881

世紀末の日本と教育改革

— 緊急提言 —

〔提言要旨〕

平成12年9月

社団法人 京都経済同友会
「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会

提言の趣旨

今、我が国の教育分野においては、低学年での学級崩壊をはじめ、陰湿ないじめや不登校、さらには校内暴力、青少年による凶悪犯罪の多発など、かつて経験したことのない異常事態が相次いでいる。これらの出来事や事件は、決して特殊な事象ではなく、ごく一般の“普通の子”が突然キレたり異常行動に及ぶところに今日の日本社会の根深く深刻な病巣を感じさせられるのである。

子供の心の荒廃を招いたのは、一に大人の責任である。教育現場における現代の異常事態は、すなわち裏返せば、これまでの我々大人社会の投影そのものであるとも言えよう。

確かに、戦後の経済・社会の発展は、世界を震撼させるものがあった。しかし、今日の我が国社会のあり方を顧みるとき、日本人の価値観はあまりにも経済至上主義、合理主義に偏りすぎ、戦後の歪んだ民主主義、自由・平等主義も加わって正義が正義として、道理が道理として通らない奇妙な状況に陥っている。

国家および社会は人間が構成するものである。本質から目をそらし、目先の利害得失や利己主義にのみ囚われれば、この先、国の将来はどうなるのか。我々京都経済同友会570会員は、こうした日本の現況を憂い、また真に豊かな日本の未来を切り拓くために、平成10年度以来「日本の教育と社会問題」を考える特別委員会で深めてきた討議結果をここに『世紀末の日本と教育改革』として取りまとめ、緊急提言するものである。

何より日本人としての誇りを胸にロマンと志をもち、世界の人々からも信頼され尊敬される“人づくり”を直ちに始めなければならないと確信する次第である。

平成12年9月

社団法人 京都経済同友会
代表幹事 道 端 進
代表幹事 吉 田 忠 嗣

主な提言項目

※本文〔提言〕より抜粋

1. 教育基本法(初期占領政策理念)の見直しと抜本的改正

戦後50有余年を経た今、アメリカの占領政策のもとに策定された「教育基本法」は明らかに見直すべき時期にきている。国際社会の平和と繁栄を視野に収めながらも、その基本理念は国家・国民が拠って立つ日本の歴史や風土、そして伝統文化に則った固有のものでなければならず、この先、規範意識と倫理観、そして自助・自立の精神と日本人としての誇りをもつ“人づくり”をめざす上から今一度、基本理念を見直し、「教育基本法」そのものを抜本的に改正する。

2. 学校制度の見直し

◎義務教育の6年制(短縮)化と教科の見直し

義務教育は小学校のみ6年とし、早く特殊技能を修得したい子供には、その選択の自由と就業への道を開く。また、小学校での教科については、倫理・道徳および日本の歴史に関する科目を充実させるとともに社会奉仕活動も取り入れ、日本社会で活動する上で必要な基礎学力の修得と健全な社会性の育成に配慮する。

◎中高一貫教育と中等教育の活性化

中高は一貫制をめざし、学校選択の自由を拡大、競争原理を導入するなかで个性的かつ活力のある学校づくりを奨励する。

◎社会奉仕活動の義務づけ

中学・高校において、社会福祉関係施設のほか、警察、消防などの公共組織における奉仕活動を義務づける。都会の子供たちには過疎地域の活性化にも役立つよう農漁山村での滞在を経験させる。

◎中等教育における「志」をもった日本人の育成

初等教育同様、中等教育においても倫理・道徳、日本の歴史や風土、そして伝統文化を正しく学ばせ、いずれは世のため、人のために意味のある人間になりたいと思うような、「志」をもった日本人の育成に努める。

3. 規範意識の確立と校内秩序の徹底

小・中高いずれにおいても、いったん決定された校則については、ルールを遵守する規範意識を身につけさせるため、厳正な適用がなされなければならない。とくに中高においては、他の生徒に著しい悪影響を与える生徒の排除を柔軟に認めるとともに、その対応策としての受入施設などの整備・充実に努める。

4. 責任ある学校運営

◎校長の権限強化と3年任期制の導入、ならびに選任方法の改革

学校運営の責任体制を明確化し、教育の質をより向上させるために、現場の管理責任者である校長の権限を人事権も含めて強化する。校長の任期は3年間、再任を妨げないものとする。ただし、一方においては校長の任免ルールを明確に制定し、教育方針等についての説明義務、さらには行政・地域・父兄・一般教職員の学校運営への意見具申や参加方式を新しい仕組みとして確保する。また、校長の選任については、公募制も含めて地域社会の意見も反映できる方式を採用する。

◎教職員の年功序列型待遇・給与体系の見直し

公務員や大学教授の待遇・給与体系が多様化している現状も踏まえ、教職員についても一律年功序列型の待遇や給与体系を抜本的に改める。

◎「マイスター・ティーチャー制度」の創設

特定分野に秀でた教職員を育成、処遇し、そうした異能の教職員が多く輩出することをめざし、「マイスター・ティーチャー（職人先生）制度」を創設する。教科ごとの専門家、スポーツや文化活動の指導者、カウンセラー、IT技術者等に主任、教頭、校長並みの処遇を行う。このことは、子供たちにアントレ・プレナー的価値観を理解させることにも貢献する。

5. 教職員の質向上と多様化

◎エコールノルマル（新師範学校）の創設

教職員としての使命感と志をもつ人材を養成するために、新しいかたちの「エコールノルマル（新師範学校）」を創設する。新師範学校は原則5年制とするが、他大学からの転入も認める。また、義務教育6年制化と中高一貫教育制度が実現する折には、師範学校の教師と中高教師を養成するための6年制「新高等師範」を別途創設する。

◎教員免許に関する更新制度の導入

制度にいくら工夫を加えても、教師に人を得なければ絵に描いた餅である。

生徒に対する指導力を欠き、教師として不相当と判断される者に対しては、転職・解職を勧告する道が必要である。教員免許の定期的更新制度を導入する。

6. 地域社会と家庭における教育力の向上

◎「地域学校協議会」の設置

保護者の教育に対する意識を啓発、地域の教育力を高めるために、家庭・地域・学校が連携を強めるかたちでの「地域学校協議会」を設置する。併せて、地域社会における教育・文化に関わる活動の中核拠点（センター）として学校をより開かれたものにする。

小学校は地域との密接な関係において維持、発展するものであり、上記協議会の設置と学校のセンター化は地域社会の絆を強め、コミュニティー再生の核ともなるものである。（地域的取り組みの先行事例として、現在、京都市が行っている「人づくり21世紀委員会」がある）

7. 教育的見地からのマスコミと企業活動に関する責任の明確化

◎青少年に対するポルノ、暴力、残酷ものの 販売、流布禁止措置の強化

ポルノ、暴力、残酷もの等については、青少年の目に触れない措置を講じた上でなければ販売、流布などができないこととするべきである。また、保護者がそうしたものから子供を隔離することを可能にすることを、権利として明確化し、それを実現するための合理的な措置を怠ったかたちでの物品やサービスの提供を禁止する。

◎マスメディアならびに企業における 「倫理規定」の制定と公表の義務づけ

ビデオソフト、ゲームソフトを含め青少年に悪影響を及ぼす可能性のある製品・情報を販売・流通させる企業や業界団体は、まず自発的に、実践的「倫理規定」を定めて自己規制し、その遵守に努めるべきである。とくに、大量の情報伝達によって社会的影響力の大きいマスメディアは、個別企業を含め、必ずそれぞれの「倫理規定」を定め、公表しなければならない。以上については、実効性がない場合には、法規制を強化する。

◎犯罪模倣行為防止のための政府とマスコミによる共同研究の促進

青少年犯罪についての模倣犯や自殺や売春などの模倣行為を防止するために、政府とマスコミが研究を行って倫理規定を作成し、それに反した報道などの結果引き起こされた模倣については、民事賠償の対象とすることを検討する。

以上